

第 26 号

令和2年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金（地方財政法関係）
について

令和2年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業 関連（H22新規以降））	工事費の100分の18に相当 する金額
2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域総 合整備事業関連）	工事費の100分の15に相当 する金額

（提案理由）

令和2年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。